

## (12) 健康診断項目

### イ 一般健康診断

#### (イ) 雇入時の健康診断（安衛則第 43 条）

労働安全衛生規則第 43 条では、労働者を雇い入れた際に、健康診断を行うことが義務づけられています。健康診断項目は次のとおりです。

- ① 既往歴および業務歴の調査
- ② 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、視力および聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）
- ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）
- ⑧ 血中脂質検査（総コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライド）
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）
- ⑪ 心電図検査

（注）雇入時の健康診断では、健康診断項目の省略等はありません。

#### (ロ) 定期健康診断（安衛則第 44 条）

労働安全衛生規則第 44 条では、1 年以内ごとに 1 回定期的に健康診断を行うことが義務づけられています。健康診断項目は次のとおりです。

- ① 既往歴および業務歴の調査
- ② 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、視力および聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査およびかくたん検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査（血色素量、赤血球数）

#### ⑦ 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）

#### ⑧ 血中脂質検査（総コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセライド）

#### ⑨ 血糖検査

#### ⑩ 尿検査（尿中の糖および蛋白の有無の検査）

#### ⑪ 心電図検査

#### ○ 健康診断項目の省略

次の場合、医師が必要でないと認めるときは健診項目を省略することができます。

#### ① 身長については、年齢 20 歳以上の者

#### ② かくたん検査については、a 胸部エックス線検査によって疾病の発見されない者、b 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者

#### ③ ⑥～⑨と⑪の検査については、35 歳未満の者および 36～39 歳の者

#### ④ ⑩の尿中の糖の検査については、血糖検査実施時

#### ○ 聴力検査

1,000 ヘルツおよび 4,000 ヘルツの純音を用いるオーディオメータによる聴力の検査を原則としますが、35 歳、40 歳を除く 45 歳未満の者については医師が適当と認める聴力検査方法によることができます。

#### (イ) 特定業務従事者の健康診断（安衛則第 45 条）

深夜業、坑内労働等の特定の業務（労働安全衛生規則第 13 条の業務）に従事する労働者には、6 月以内ごとに 1 回定期的に健康診断を行うことが義務づけられています。健康診断項目は、通常の定期健康診断項目と同じです。

省略基準等についても通常の定期健康診断の場合と同じですが、さらに次の省略等が認められています。

#### ○ 健康診断項目の省略

胸部エックス線検査については1年以内に1回、定期的に行えばよいとされています。

貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査および心電図検査については、前回(6月以内)その検査項目について健診を受けた者については、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

#### ○ 聴力検査

1,000ヘルツおよび4,000ヘルツの純音を用いるオーディオメータによる聴力の検査を原則としますが、前回(6月以内)このような聴力検査を受けたものについては、医師が適当と認める検査方法によることができます。

### (二) 海外派遣労働者の健康診断(安衛則第45条の2)

海外に派遣されて働く労働者が増加しています。これら労働者の健康管理のため、6月以上海外に派遣される労働者についてはその派遣前および帰国後に事業者による健康診断が義務づけられています。健康診断項目は次のとおりです。

- ① 既往歴および業務歴の調査
- ② 自覚症状および他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、視力および聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査およびかくたん検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査(血色素量、赤血球数)
- ⑦ 肝機能検査(GOT, GPT,  $\gamma$ -GTP)
- ⑧ 血中脂質検査(総コレステロール, HDLコレステロール, トリグリセライド)
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査(尿中の糖および蛋白の有無の検査)
- ⑪ 心電図検査

(医師が必要と認める場合に行う項目)

- ⑫ 腹部画像検査(胃部エックス線検査, 腹部超音波検査)
- ⑬ 血液中の尿酸の量の検査
- ⑭ B型肝炎ウイルス抗体検査
- ⑮ ABO式およびRh式の血液型検査(派遣時に限る。)
- ⑯ 糞便塗抹検査(帰国時に限る。)

#### ○ 健康診断項目の省略

身長検査およびかくたん検査は、医師が必要でないと認めるときは省略できます。この場合省略基準は、一般定期健康診断の場合と同じです。

労働安全衛生規則第43条(雇入時健診)、第44条(定期健診)、第45条(特定業務従事者の健診)または労働安全衛生法第66条第2項(特殊健診)の健康診断を受けた者については、当該健康診断実施の日から6月間は同一の検査項目を省略することができます。

(注) (イ)~(ロ)の血糖検査については、ヘモグロビンA<sub>1c</sub>による検査を行っても差し支えありません。

### (ホ) 結核健康診断(安衛則第46条)

一般健康診断で結核のおそれがあると診断された労働者に対しては6月後に次の項目の結核健康診断を行わなければなりません。

- ① エックス線直接撮影による検査およびかくたん検査
- ② 聴診、打診その他必要な検査

#### ○ 健康診断項目の省略

聴診、打診については、医師が必要でないと認めるときは省略することができます。

### (ヘ) 給食従業員の検便(安衛則第47条)

事業場に附属する食堂または炊事場における給食の業務に従事する労働者に対して、雇入れまたは配置替えの際、検便による健康診断を行わなければなりません。

(ト) 自発的健康診断 (安衛法第 66 条の 2)

常時使用される労働者であって、過去 6 月間に平均して 1 月当たり 4 回以上、深夜業 (午後 10 時から午前 5 時までの間における業務をいう。) に従事した労働者は、自ら受けた一定の健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出できます。事業者は、その他の労働安全衛生法上の健康診断と同様、その結果が有所見であった場合、医師からの意見聴取、適切な就業上の措置などの事後措置を講じなければなりません。なお、自発的健康診断の項目は、定期健康診断項目 (安衛則第 44 条) と同一です。また、事業者が自発的健康診断の結果を提出することができるのは、当該健康診断を受けた日から 3 月以内です。

ロ 業務別特殊健康診断

(イ) 法令で義務付けられているもの

法令で義務付けられた特別の項目による健康診断を行う必要のある業務は次のとおりです。なお、健康診断に当たっては、各条文に基づき実施しなければいけません。

法規名	対象業務等	健診項目等の条文	
じん肺法	じん肺にかかるおそれのある粉じん作業 (じん肺則第 2 条, 同則別表)	じん肺法第 3 条	
労働安全	高気圧作業安全衛生規則	高圧室内業務または潜水業務 (安衛法施行令第 22 条第 1 項第 1 号)	高圧則第 38 条
	電離放射線障害防止規則	エックス線, その他の有害放射線にさらされる業務 (安衛法施行令第 22 条第 1 項第 2 号)	電離則第 56 条
	鉛中毒予防規則	鉛等を取り扱う業務またはその蒸気, 粉じんを発生する場所における業務 (安衛法施行令第 22 条第 1 項第 4 号)	鉛則第 53 条
	四アルキル鉛中毒予防規則	四アルキル鉛の製造, 混入, 取扱いの業務またはそのガス, 蒸気を発生する場所における業務 (安衛法施行令第 22 条第 1 項第 5 号)	四アルキル則第 22 条

衛生法	有機溶剤中毒予防規則	有機溶剤を取り扱う業務またはそのガス, 蒸気を発生する場所における業務 (安衛法施行令第 22 条第 1 項第 6 号)	有機則第 29 条
	特定化学物質等障害予防規則	1 安衛法施行令別表第 3 第 1 号もしくは第 2 号に掲げる物を製造し, もしくは取り扱う業務または安衛法施行令第 16 条第 1 項各号に掲げる物を試験研究のため製造し, もしくは使用する業務 (安衛法施行令第 22 条第 1 項第 3 号) 2 安衛法施行令第 22 条第 2 項に掲げる物を過去に製造し, または取り扱っていたことのある労働者で現に使用しているもの (安衛法施行令第 22 条第 2 項)	特化則第 39 条 同則別表第 3, 第 4
	労働安全衛生規則 (産科医師による健康診断)	安衛法施行令第 22 条第 3 項に掲げる塩酸, 硝酸等またはその支持組織に有害な物のガス, 蒸気または粉じんを発生する場所における業務	安衛則第 48 条

(ロ) 通達で示されているもの

(昭和 31 年 5 月 18 日付け基発第 308 号ほか)

通達で健康診断を実施するよう示されている業務等は次のとおりです。

- ① 紫外線, 赤外線にさらされる業務
- ② 強烈な騒音を発する場所における業務
- ③ マンガン化合物 (塩基性酸化マンガンに限る。) を取り扱う業務, またはそのガス, 蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務
- ④ 黄りんを取り扱う業務, またはりん化合物のガス, 蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務
- ⑤ 有機りん剤を取り扱う業務またはそのガス, 蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務
- ⑥ 亜硫酸ガスを発生する場所における業務
- ⑦ 二硫化炭素を取り扱う業務またはそのガスを発生する場所における業務 (有機溶剤業務に係るものを除く。)
- ⑧ ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務またはそれらのガス, 蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務

- ⑨ 脂肪族の塩化または臭化化合物（有機溶剤として法規に規定されているものを除く。）を取り扱う業務またはそれらのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務
- ⑩ 砒素またはその化合物（三酸化砒素を除く。）を取り扱う業務またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務
- ⑪ フェニル水銀化合物を取り扱う業務またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務
- ⑫ アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基またはエチル基であるものを除く。）を取り扱う業務またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務
- ⑬ クロロナフタリンを取り扱う業務またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務
- ⑭ 沃素を取り扱う業務またはそのガス、蒸気もしくは粉じんを発生する場所における業務
- ⑮ 米杉、ネスコ、リョウブまたはラワンの粉じん等を発生する場所における業務
- ⑯ 超音波溶着機を取り扱う業務
- ⑰ メチレンジフェニルイソシアネート（M. D. I）を取り扱う業務またはこのガスもしくは蒸気を発生する場所における業務
- ⑱ フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
- ⑲ クロロプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
- ⑳ キーパンチャーの業務
- ㉑ 都市ガス配管工事業務（一酸化炭素）
- ㉒ 地下駐車場における業務（排気ガス）
- ㉓ チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務
- ㉔ チェーンソー以外の振動工具（さく岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等）の取扱い業務
- ㉕ 重量物取扱い業務

- ㉖ 金銭登録の業務
- ㉗ 引金付工具を取り扱う業務
- ㉘ VDT 作業
- ㉙ レーザー機器を取り扱う業務またはレーザー光線にさらされるおそれのある業務

（注）②は III.2.(3)「騒音障害防止のためのガイドライン」（P. 138）を参照のこと。

③は III.2.(4)イ「チェーンソー取扱い業務における振動障害の予防」（P. 145）を参照のこと。

④は III.2.(4)ロ「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務における振動障害の予防」（P. 149）を参照のこと。

⑤は III.2.(5)「職場における腰痛予防対策指針」（P. 156）を参照のこと。

⑧は III.2.(7)「VDT 作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（P. 166）を参照のこと。

#### ハ 健康診断実施後の措置

労働安全衛生法第 66 条の 4、第 66 条の 5 の規定により、事業者は、健康診断の結果、医師等の意見を踏まえ、労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設または設備の整備その他の適切な措置を講じなければならないこととされています（P. 192 参照）。